

第2回 (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会 議事録

会議名称	第2回 (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会
開催日時	平成30年6月11日(月) 14:00~15:20
開催場所	松戸市役所 新館5階 市民サロン
出席者	[選考委員] 委員長：濱田雅巳、副委員長：北野幸樹、委員：石井久雄、委員：福田勝彦、委員：丸岡新一 [事務局] (廃棄物対策課) 海老沢課長 (廃棄物対策課清掃施設担当室) 川鍋室長、大津主幹、富樫主幹、田口主任、宮主事、栗飯原主事
傍聴者数	0人
次第	1. 開会 2. 議題 (1) 協議事項及び事業者選考スケジュール (2) 実施方針等の公表について (3) 特定事業の選定について (4) 落札者決定基準について (5) その他 3. 閉会
公開及び非公開	一部公開【2. 議題(4) 落札者決定基準について以降は非公開】
配付資料	・資料1：第1回事業者選考委員会議事録 ・資料2：協議事項及び事業者選考スケジュール ・資料3：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定(案) ・資料4：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書(案) ・資料5：落札者決定基準の検討 ・参考資料1：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 実施方針 ・参考資料2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書(案)

議事の概要

1. 開会

2. 議題

< (1) 協議事項及び事業者選考スケジュール >

- ・ 事務局より、「資料 2：協議事項及び事業者選考スケジュール」の説明が行われた。

(委員) 第 3 回選考委員会を 7 月 29 日に開催し、その後入札公告を行う予定である。現在は、実施方針や要求水準書（案）等を公表し、事業者から質問等を受付けている状況である。質問や意見の内容によっては、要求水準書等を修正することになるが、その修正内容についても選考委員会で確認する必要がある。事業者からの質問等の締切はいつか。

(事務局) 6 月 14 日である。

(委員) 今後の流れとしては、事務局が 6 月 25 日までに落札者決定基準の評価項目及び評価基準の修正案、実施方針等に対する事業者からの質問回答案を各委員に配付し、7 月 2 日までに各委員から意見を事務局に出す。それを踏まえた事務局の再修正案を 7 月 9 日までに事務局に配付し、第 3 回選考委員会で議論するということである。

事務局には、必要があれば各委員個別に説明に行くことも検討願いたい。

(事務局) そのように考えている。

< (2) 実施方針等の公表について >

- ・ 事務局より、実施方針等の公表までの経緯、実施方針等に対する事業者からの質問等の提出状況について説明があった。

(委員) 実施方針等に対する質問の回答は、事務局で整理するという理解で良いか。

(事務局) 事務局で対応する。

(委員) それについては、改めて報告があるという認識で良いか。

(事務局) そのように考えている。

< (3) 特定事業の選定について >

- ・ 事務局より、「資料 3：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定 (案)」の説明が行われた。

(委員) 手持ち資料として、割引率を 2%、6% としたときの VFM も把握しておくこと良

い。

- (事務局) 承知した。
- (委員) 割引率が4.0%で、VFM(割合)が約4.1%であるが、これは異なる数字か。
- (事務局) 異なるものである。
- (委員) 前提条件の割引率が4.0%は、VFM(割合)が4.0%になる必要があるという意味か。
- (事務局) 割引率は、将来価値と現在価値に換算するための数字である。一方、VFMは、本事業を公設公営方式で実施した場合と比べてDBM方式で実施した場合に見込める財政的縮減額である。
- (委員) VFMは、割引率を上回る必要があるのか。
- (委員) VFMは、プラスであれば良い。マイナスの場合、公設公営方式の方が財政的に有利であるという結果になる。本事業の場合、DBM方式を採用することによりVFMが出るため、DBM方式を採用するという結論になっている。プラントメーカーの見積を基に計算した結果、DBMの方式を採用した場合、公設公営方式に比べて財政負担額を2億円程度削減できると評価したという理解で良いか。
- (事務局) そうである。
- (委員) この件については、提案のとおり決定する。

<(4) 落札者決定基準について>

- 事務局より、「資料4:(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書(案)」及び「資料5:落札者決定基準の検討」の説明が行われた。
- (委員) 採点方式について、松戸市としては加算方式を採用したいということか。
- (事務局) 除算方式の場合、価格差が大きく反映されることとなる。提案内容を重視するという意図で加算方式を採用したい。全国事例においても、すべて加算方式を採用している。
- (委員) 採点方式としては、加算方式とする。
- (事務局) 非価格要素点と価格要素点の比率については、60:40が妥当と考える。価格点については40点の満点をとることが可能だが、技術点については7割程度である。この前提の場合、非価格要素点と価格要素点の比率は42:40となる。
- (委員) 点数化方法は、全国的に5段階評価が多い。その場合は、B評価又はC評価が多くなるため、非価格要素点は7割程度となる。また、実態として、非価格要素点の点差は大きく開かないことが多い。これらを踏まえると、60:40は一般的な数字であり問題ないと思う。

- (事務局) 非価格要素点の評価項目について議論願いたい。
- (委員) 「環境学習・啓発を行う施設」のキーワードについて、「再生販売事業は、本事業外のため設定しない」とあるが、再生販売事業を行うためのスペースは事業者が計画するのではないか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 計画にあたり重要なことは、使いやすさである。家具を運び込む動線、作業スペースと展示スペースの関係は使いやすさに繋がる要素である。もう1つは、見学者ルートとの配置上の関係である。再生販売事業の目的は、啓発であると考えため、見学者に対しての見せ方が重要である。再生販売事業は、事業者の業務範囲外であるが、このような視点で提案を求めると良い。
- (事務局) 検討する。
- (委員) リスク管理について、維持管理委託業者と運転委託業者は契約関係にないため、維持管理委託業者から運転委託業者への指導という表現が適切なのか。運転委託業者からすると、好ましくない表現であるため、事務局で検討願いたい。
- また、維持管理委託業者と運転委託業者の関わり方について、維持管理委託業者に要求する作業内容を具体的に要求水準書に記載すべきである。現在は、業務範囲の一覧表でしか示されていない。落札者決定基準書では、評価項目と評価基準が記載されるが、維持管理事業者に特に認識してほしい部分でもあるため要求水準書でも記載する方が良い。
- (事務局) 検討する。
- (委員) 市が間に入って整理する必要がある場面も出てくると思う。
- (委員) 周囲の景観との調和という評価項目について、評価基準の内容には、ごみ処理施設と認識されにくい対策、かつ周辺住民に対する植栽等を活用した景観への対策とある。理解できる考え方ではあるが、一方で、従来は迷惑施設として位置づけられてきたごみ処理施設の新しい位置づけ等々を周辺住民の方にも理解いただいた上で、社会の役に立つ施設として住民が興味や関心を持てるような取り組みが必要だと考える。また、植栽という表現は避けて、ごみ処理施設と周辺環境が調和する上での新しい提案を求めるような表現にした方が良い。結果として、壁面緑化や新しい植栽の方法等の提案に繋がる。
- (事務局) 表現方法を検討する。
- (委員) 評価項目⑪は工事中、評価項目⑫は稼働後の景観のこののみを指しているが、工事中の景観も含めた環境対策を施す必要がある。
- また、施設建設に対する住民合意が得られていたとしても、施設が稼働すれば松戸市のごみが施設に集められるため、住民から反対の声が挙がるかもしれない。その場合には、施設稼働による直接的な影響はできるだけ緩和して、納得してもらうことが必要である。景観だけでなく、騒音等が問題になるこ

ともあるため、景観や植栽だけでなく、広い意味で環境対策に関する提案を
求めるような文章にした方がよい。

- (事務局) 本施設は松戸市と流山市の市境が建設場所となっており、流山市側は市街地、
松戸市側が調整区域となっている。
- (委員) ごみ処理施設は、市街地に建設すると効率がよい。ごみ処理施設は、生活に
必要不可欠なものであると理解を得て、最も効率の良い場所に建設するのが
行政の役割だと考える。ただし、その場合、周辺住民等に影響が出るのであ
れば、必要な環境対策を施さなければならない。
- (事務局) 環境基準等については全て満たす考えである。
- (委員) 環境対策については、提案を求めて、より良い提案を採用するとよい。
- (事務局) 地元住民とは、協議会を4、5回程度開催している。松戸市側の住民からは環
境対策を求める要望があるが、景観については特にない。反対に、流山市側
の住民からは、ごみ処理施設の景観について対策を求める要望が挙がってい
る。
- (委員) 景観に対する対策が必要だろう。ごみ処理施設は必要不可欠な施設であるが、
直接的な影響については緩和策をとらなければならない。
- 評価項目③「技術管理者の同種施設の施工実績」について、監理技術者の資
格を求めているという認識で良いか。
- (事務局) 資格ではなく経験である。
- (委員) 経験がなければ監理技術者になれない。資格要件で規定している監理技術者
を意味しているのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 名称が間違っている。
- (事務局) 修正する。
- (委員) 実施方針では、監理技術者資格証を有する者を選任で配置することを規定し
ている。監理技術者としての実績については、絶対条件ではないということ
か。
- (事務局) 点数はつかないが、実績がなくても問題はない。
- (委員) 評価項目⑬「見学者への環境学習」には、再生販売事業に関する内容を追記
すべきである。
- (事務局) 修正する。
- (委員) 環境学習の提案は比較的重視するのか。小学生は見学に訪れるのか。
- (事務局) 小学生の見学対象である。
- (委員) ある市でも再生販売事業を行っていたが、コストの問題で中止した。現在は、
加工をせずに排出された状態の粗大ごみをそのまま展示している。
- (事務局) 松戸市でも、そのようなことを想定している。
- (委員) 使える物を再利用することにより、ごみ排出抑制の啓発をすることが目的か。

- (事務局) そうである。
- (委員) 事業者は、配点が高い評価項目を松戸市が重視している項目と考える。仮に、環境学習の配点を高くした場合、事業者はコストのかかる提案をしてくることとなり、結果として市の想定と乖離してしまうことがある。松戸市として、環境学習をどの程度重視するのかについて、整理すると良い。
- (事務局) 次回の選考委員会では、配点バランスについて協議を願いたい。
- (委員) 次回は、評価項目及び評価基準の修正と併せて点数配分も再度見直すということか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 点数化方法については、5段階評価ということである。
非価格要素点は、最終的に委員会として一つの点数を算出することになるが、その算出方法は決まっているか。
- (事務局) 次回の選考委員会での審議事項としたい。
- (委員) 委員5人が評価項目毎に点数を入れた後、それぞれの評価項目について一つの点数を算出することになるだろう。
価格点については、配点×(低入札価格/入札価格)で算出するということである。また、設計・建設業務費については、調査基準価格と失格基準価格を設けるということである。調査基準価格を下回った場合には、別組織が調査を行うのか。
- (事務局) その通りである。
- (委員) 松戸市のルールであれば問題ない。維持管理業務委託費については、最低制限価格を設定するということである。上限については、どう考えているか。
- (事務局) 設計・建設業務費と維持管理業務委託費のそれぞれについて、予定価格を超過していた場合には失格とする。
- (委員) その旨を記載すること。
「設計・建設費において失格基準価格を下回る応募者があった場合、最低入札価格を算出するための設計・建設費は、失格基準価格に読み替えるものとする」と記載があるため、失格基準価格を下回る入札額の業者がいた場合には、価格点が満点となる業者はいないということである。失格基準価格で入札した場合は失格か。
- (事務局) 失格ではない。
- (委員) 非価格要素点と価格要素点の比率が60:40であれば、大きな価格差が生じることはないだろう。松戸市のルールで設定することは問題ないが、そのルールは公表するのか。
- (事務局) 松戸市低入札価格調査実施要綱として公表されている。
- (委員) 松戸市低入札価格調査実施要綱を適用するということは、明記すべきである。
- (事務局) 落札者決定基準書に明記する。

また、失格基準価格については、その額を下回った場合にのみ適用されるが、調査基準価格については、その額と同額でも適用される。

- (委員) ルールに則っていれば良い。
- (事務局) 調査基準価格の失格判定基準は、DBM方式の場合にはほとんど当てはまらないため、それによって失格になることはないと考える。
- (委員) 本事業は、失格基準価格が極端に低い場合、定量化限度額を設定していないため、価格差がそのまま価格点に反映されることになる。価格に大きな差があった場合には、非価格要素点で挽回することはできなくなるが、それは自治体の考え方であり、事務局も承知していることだろう。

< (5) その他 >

- (事務局) 評価項目・評価基準の修正案並びに、実施方針に対する業者からの質問回答案を6月25日までに各委員に送付する。7月2日までに各委員から意見を頂戴し、7月9日までに修正版を改めて送付する。
- (委員) 7月9日に送付される資料についても指摘があれば事務局に連絡する。

3. 閉会

以上

上記議事録について、その相違なきことを証するために署名する。

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会 委員長

濱田雅巳 